

## Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2023年10月5日号

### インボイス制度 Q&A（令和5年10月改訂）の概要

令和5年10月2日に国税庁軽減税率・インボイス制度対応室より「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A](#)」（以下「インボイス制度 Q&A」、国税庁ウェブサイト）の令和5年10月改訂版が公表された。本ニュースレターでは、その改訂内容について概説する。

追加設問は、[お問合わせの多いご質問](#)（国税庁ウェブサイト）ですでに公開されている4問、削除が1問であり、旧 Q&A の127問から新 Q&A は130問の構成となっている。

そのほかの主な改訂内容は、新消費税法施行に伴う参照条文の変更（新消法→消法）、表現の修正（改正されます→改正されました）、また、インボイス通達が令和5年10月1日付で廃止されて消費税法基本通達に取り込まれたことによる参照通達の変更（インボイス通達→基通）、現行制度と適格請求書導入後の制度の説明をしている場合には現行制度の説明が削除された等の形式的な改訂であることを確認している。

新設設問、その他改訂内容、削除された設問の概要は、下記のとおりである。なお、詳細な内容については、公開されている最新のインボイス Q&A をご参照いただきたい。

QA 番号	更新情報	項目	改定内容の概要
問 19	改訂	適格請求書発行事業者の情報の公表方法	旧姓で登録する場合の留意事項等を追記
問 22	改訂	適格請求書発行事業者の公表情報の変更等	旧姓に変更したい場合の留意事項等を追記
問 36	改訂	登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い	小売業等不特定多数かつ多数の者に対して事業を行う場合で登録が遅れる場合は新設の問 37 を参照するよう追記
問 37	新設	小売店を経営する新設法人における登録の通知を受けるまでの間の適格簡易請求書の交付方法	令和5年10月1日を登録日として申請したものの通知を受け取っていない期間の対応例について詳述
問 51	新設	任意組合等に係る事業の適格請求書交付に当たっての各種届出書の提出方法	新たに事業を開始した者が組合員となる場合の対応及び組合員の加入や離脱が頻雑に行われる場合の特別な対応について詳述
問 53	新設	ごみ袋等に係る適格請求書の交付方法	小売店等が商品として扱う各自治体の指定ごみ袋や粗大ごみの処理券等の販売に係るインボイス制度対応について詳述
問 81	改訂	適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法	令和5年度の税制改正による、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件について詳述
問 102	改訂	提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法	同上

問 103	新設	高速道路利用料金に係る適格簡易請求書の保存方法	高速道路利用料金について ETC クレジットカードで精算を行っている場合のインボイス保存について詳述
問 116	改訂	2 割特例の適用ができない課税期間②	「課税選択届出書」の提出により令和 5 年 10 月 1 日を含む課税期間より前の課税期間から課税事業者となっていた事業者は 2 割特例適用対象外である旨を明記
問 130	改訂	免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置を適用する場合の税額計算	経過措置適用計算について、税抜経理を採用し、積上げ計算を行っている場合の計算例を追記

旧問 7：登録に係る経過措置（適格請求書等保存方式が開始される令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。【令和 5 年 4 月改訂】）については、削除された。

（東京事務所 瀬戸 明美、佐川 美幸）

【参考ウェブサイト】

[消費税インボイス制度導入支援サービス | デロイト トーマツ グループ | Deloitte](#)

【参考ニュースレター】

[消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関する Q&A の改訂（令和 5 年 4 月）の概要](#)  
Japan Tax Newsletter：2023 年 5 月 1 日号

[【速報】令和 5 年度税制改正大綱の詳解](#)  
Japan Tax Newsletter：2022 年 12 月 23 日号

[令和 5 年度税制改正大綱ダイジェスト](#)  
Japan Tax Newsletter：2022 年 12 月 19 日号

[消費税インボイス制度とペーパーレス化の最新情報～令和 4 年度税制改正を踏まえて～](#)  
Japan Tax Newsletter：2022 年 11 月 30 日号

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1  
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

ビジネスタックスサービス [www.deloitte.com/jp/business-tax](http://www.deloitte.com/jp/business-tax)

令和 5 年度税制改正トピックス [www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301